

介助保障には二つの意味がある。

1 障害者にとっての介助保障制度とは

a 社会的労働としての位置づけ

b 安定した介助体制

2 介助者にとっての介助保障とは

a 介助者の生活保障

3 介助料運動と専従介助者体制

a 東京都の場合――1972年度障害性サービス介護人派遣事業開始。月額7640円。毎年連続交渉。91年には全日（8時間）保障を勝ち取る。99年には月額約35万の金銭給付です。

b 横山の場合――85年頃まではボランティアに頼る生活。介助料がだんだん増えていくにつれて、専従介助者を雇うことになる。

c 背景――介助料を有効的に、かつ安定した介助体制のために専従介助体制をとる。一日二交替で24時間介助体制を作りましたが、そのうちローテーションの穴が多くなり、一ヶ月のうち半分ぐらいいは穴が続き、このままで行くと自分の生活も出来ないどころか仕事も出来なくなりました。屋間事務所に行き、仕事を終わり、夜うちに帰って来ると、次の日の介助者を電話を掛け回ってようやく介助者を見つける日々が一年以上も続き、何のために自立生活を始めたのか、また介助者探しのために毎日が終わって、それだけで疲れてしまう自分がとてもむなしかったです。そこで考えたのは、介助料制度を使い切り自分の生活をエンjoyすることにしようと思いました。専従介助者の候補者は、今まで僕の介助に入っていた介助者を口説いて、最初は一人雇いました。一人ではとても足りないので介助料が上がるにつれて人数も増やして行く事になりました。最初のうちは一週間の3コマを埋めてもらおうと思って契約を取り交わしました。専従介助者には食費交通費込みで一回1万4千円で契約をしました。ですから僕の介助体制は専従介助者と個人介助者と団体介助者の3種類が混同して入っています。今述べたのはあくまでも横山の介助体制であって、介助料が行政から支給されてない地域の障害者は非常にしんどいと思いますが、今全国的に介助料要求運動は広まってきております。これから介護年金の問題やらと社会基礎構造改革の問題やら様々な問題が立ちはだかっていますが、私は今がチャンスだと考えています。何故ならば、今までは大都市を中心に介助制度の伸び率が大幅に上がってきていましたが、全国一律介助料が出るチャンスに変えていく大きなきっかけが介護年金制度だと考えています。社会的弱者と言われる人たちが一丸となって行政や国会等に働きかけるチャンスを与えてくれたと考える変えていかないと、いつまでも受け身の姿勢ではなんにもいい方向には変わっていきません。ですからあんまり卑屈にならない運動展開を考えて行きましょう。

障害者全国介助保障協議会 横山 晃久

JIL介助サービス委員会

介助保障に向けて

1. ホームヘルプ制度の改正をすべき

日本のホームヘルプ制度（家庭福祉員派遣制度）は、1947年に始まりました。約55年間、少しずつ改正は有りましたが、抜本的な改正は有りませんでした。

私の言う「少しずつ改正」を説明すると、対称者の範囲を拡大したり、時間数を増やしたり、所得制限を緩和したり、チャットプットの改正は見られたのですが、大幅な改正はやらずに55年にも渡り、要綱も大幅な改正は無かったのが現状です。つまりこの55年間のギョギョならで、昔の厚生省は何とかこまかしく、運用して来たと思います。運動する側も、あえて抜本的な改革を求めず要求の通りような視点から、制度を変えてきたように思います。例えば推薦登録（自薦式）ヘルパー制度や、ガイドヘルパー制度とか、本来の介助保障は人的保障と金銭支給方式の2種類を同時平行で制度を伸ばして行かなければならなかったのに、金銭支給方式だけが種類が多くなってきたからです。ある人にとっては、金銭支給方式が必要かも知れませんが、ある人に寄っては人的保障が必要な人もいます。両方必要な人もいます。しかし制度面では人的保障は伸びるところか、減少する一方で公務員のヘルパーは減る一方で今度は、民間委託と言う名の元で民間業者を増やし、公的責任が取りにくいシステムを考え出してきています。

2. 真の介助保障とは何か

一本の太い木を作り後は枝を何本も出して、その太い木がヘルパー制度の木で有り、枝が必要な介助の時間数にすれば、予算も減るに違いないと思います。例えば枝の数は、2時間から始まり最高で32時間にすると、枝の数は16本にする事により、現在の不平等の格差が無くなり、また必要な人には必要な時間の介助保障が受けられ、人によっては二人介助者が必要な人にも安心して介助保障が受けられます。

私の言う抜本的な改正とは、障害者手帳の等級で決めるのではなく、日常生活をする上での介助者の必要性に応じて、介助保障制度は有るべき姿ではないでしょうか。

現実には、泊まりの介助者を付けている障害者の時給単価は低いの、泊まり介助者を入れてない障害者の時給単価は高く、介助内容もキツク安い、ラクで高い現象になってきています。

この格差とヘルパー制度の問題点の抜本的な改正が今とらわれています。

新しい制度化が必要です。もちろん新しい制度を作ったら、チェック機関は必要です そのチェック機関は、当事者を中心として運営している自立生活センターと、本人と介助者と行政の担当ワーカーがいれば、今の制度よりかは一人一人に合った介助保障が成り立つと思うし、行政側からも透明さなので文句は出ないはずです。

以上が私個人の見解と意見です。